

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部地域福祉課 (06-6208-9058)
処分課（担当）名	福祉局生活福祉部地域福祉課
処分の名称	大阪市大学奨学金の履行延期の特約についての申請
概 要	市長は、奨学金の貸与を受けた者が、履行期限が経過した債務を一時に履行することが困難な場合、履行期限を延長し分割して支払う旨の特約を行うことがあります。
根拠法令等 及び条項	地方自治法施行令第171条の6 大阪市未収債権管理事務取扱規則第9条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大学奨学金債権管理マニュアル (教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置)
審査基準	大学奨学金の履行延期の特約が認められるのは、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当する場合です。 ・借受者が無資力又はこれに近い状態にあるとき ・借受者が債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき ・災害、盗難その他の事故が生じたことにより、借受者が債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき
標準処理期間	90日
経由日数	なし
提出先	福祉局生活福祉部地域福祉課
提出時期	随時
提出方法	持参又は郵送
手数料	なし
相談窓口	福祉局生活福祉部地域福祉課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000241924.html
備 考	

整理番号	福祉一政申ー2
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部地域福祉課 (06-6208-9058)
処分担当名	同上
処分の名称	大阪市大学奨学金の免除申請
概 要	市長は、奨学金の貸与を受けた者が法令等に定める事由に該当する場合には、奨学金及びこれに係る損害賠償金等の返還を免除することがあります。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第240条第3項 地方自治法施行令第171条の7第1項 大阪市未収債権管理事務取扱規則第10条 大学奨学金債権管理マニュアル（教育委員会事務局総務部学事課窓口にて設置）
審査基準	大学奨学金の免除が認められるのは、奨学金の貸与を受けた者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約を受け、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合は、最初に履行延期の特約をした日）から十年を経過した後において、なお、無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときです。 「弁済することができる見込みがないと認められるとき」とは、借受者に将来も収入の増加や弁済原資となる資産を得られる可能性が認められないことをいい、その該当性については、就職、転職等による収入増加の可能性（年齢、心身の状態、技能、資格等）、借受者の援助を必要とする家族の有無（子ども、傷病・障がい・要介護等の同居親族）、生活を維持するために特段の支出を要する負担の内容（医療費、通院に要する交通費等）、遺産分割協議中等の理由による資産増加の可能性、本奨学金にかかる返還未済額及び借受者の負債状況（滞納税金、他の借入金等の有無及びその金額）等諸般の事情を総合的に勘案して判断します。
標準処理期間	90日
経由日数	なし
提出先	福祉局生活福祉部地域福祉課
提出時期	随時
提出方法	持参又は郵送
手数料	なし
相談窓口	福祉局生活福祉部地域福祉課
ホームページ	
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保険年金課 収納グループ (06-6208-9872)
処分課（担当）名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	後期高齢者医療保険料の納付を口座振替による徴収方法の変更
概 要	後期高齢者医療保険料を口座振替の方法により納付する旨を申し出た後期高齢者医療制度の被保険者の方で、特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができる方については、特別徴収の対象者であっても徴収方法を普通徴収（口座振替の方法に限ります。）へ変更します。
根拠法令等 及び条項	高齢者の医療の確保に関する法律施行令 第23条 第3号 (https://laws.e-gov.go.jp/law/419C00000000318) 大阪市後期高齢者医療保険料の徴収方法の選択に関する要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000288434.html)
審査基準	次の場合には、特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができるものとして、認定します。 （１）申出があった時点 ア 申出書において「確実に納付すること」、「未納が生じた場合は特別徴収に戻されることを了承すること」について本人署名による誓約をした場合、「特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができる」の要件を一定みたすものとします。 イ ただし、申出の日の属する年度の前年度の後期高齢者医療保険料についてまったく納付がされていないなど、納付の意思がないにもかかわらず申出を行っていることが明らかな場合は、「円滑」な徴収が見込めないため、認定しません。 （２）翌年度の年次の特別徴収開始依頼処理時点 翌年度の年次の特別徴収開始依頼処理時点において、普通徴収に変更後の後期高齢者医療保険料の納付実績を確認し、未納がある場合は、「円滑」な徴収が見込めないため、認定を取り消し、年次特別徴収開始（10月）を依頼します。
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	「後期高齢者医療保険料口座振替の利用による徴収方法変更の申出書」及び後期高齢者医療保険料口座振替依頼書に必要事項を記載のうえ、後期高齢者医療制度の被保険者証、通帳等の口座番号がわかるもの、通帳届出印をお持ちになって提出してください。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000288434.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	福祉局生活福祉部保険年金課 収納グループ (06-6208-9872)
処分課（担当）名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険料の納付を口座振替による徴収方法の変更
概 要	大阪市国民健康保険料を口座振替の方法により納付する旨を申し出た被保険者の方で、特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収（口座振替の方法に限ります。）の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができる方については、特別徴収の対象者であっても徴収方法を普通徴収へ変更します。
根拠法令等 及び条項	国民健康保険法施行令 第29条の13 第4号 (https://laws.e-gov.go.jp/law/333C00000000362) 大阪市国民健康保険料特別徴収対象外に関する要綱 (http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000201931.html)
審査基準	次の場合には、特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができるものとして、認定します。 （１）申出があった時点 ア 申出書において「確実に納付すること」、「未納が生じた場合は特別徴収に戻されることを了承すること」について本人署名による誓約をした場合、「特別徴収の方法によって徴収するよりも普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができる」の要件を一定みたすものとします。 イ ただし、申出の日の属する年度の前年度の国民健康保険料について納付がないなど、納付の意思がないにもかかわらず申出を行っていることが明らかな場合は、「円滑」な徴収が見込めないため、認定しません。 （２）翌年度の年次の特別徴収開始依頼処理時点 翌年度の年次の特別徴収開始依頼処理時点において、普通徴収に変更後の国民健康保険料の納付実績を確認し、未納がある場合は、「円滑」な徴収が見込めないため、認定を取り消し、年次特別徴収を開始（10月）します。
標準処理期間	即日
経由日数	なし
提出先	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
提出時期	随時
提出方法	本人からの（国民健康保険料口座振替の利用による徴収方法変更の）申出書及び大阪市徴収金口座振替依頼書に必要事項を記載のうえ、被保険者証、通帳等の口座番号がわかるもの、通帳届出印をお持ちになって申込んでください。なお、区役所では、一部の金融機関を除き、キャッシュカードによる口座振替のお申込みができます。
手数料	なし
相談窓口	お住まいの区の区役所保険年金業務担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000370736.html
備 考	

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 (06-6208-8071)
処分担当名	各区保健福祉センター福祉業務担当 (各区役所福祉業務担当課)
処分の名称	身体障がい者手帳の再交付申請
概 要	・身体障がい者手帳の交付を受けた方で、次のいずれかに該当する場合は、申請に基づき身体障がい者手帳を再交付します。 ①身体障がい者手帳の交付を受けた時と比較してその障がい程度に重大な変化が生じた場合 (障がい程度の変化) ②身体障がい者手帳の交付を受けた時に有していた障がいに加えて、それ以外の障がいを有するに至った場合 (障がいの追加) ③身体障がい者手帳を破ったり、汚したり、失った場合 (汚損、紛失)
根拠法令等 及び条項	身体障害者福祉法施行令第10条第1項 身体障害者福祉法施行規則第7条第1項、第8条第1項
審査基準	・障がい程度の変化及び障がいの追加に伴う再交付申請の場合は、「身体障がい者手帳の交付申請」と審査基準は同じです。
標準処理期間	7日 (ただし、専門的な審査を要する場合は、2か月程度の処理期間となります。)
経由日数	なし
提出先	各区保健福祉センター福祉業務担当 (各区役所福祉業務担当課)
提出時期	随時
提出方法	以下の書類等を区保健福祉センター福祉業務担当に提出してください。 ア. 身体障がい者 (児) 手帳 交付・再交付申請書 イ. (障がい程度の変化及び障がいの追加に伴う再交付申請の場合、身体障害者福祉法第15条にもとづく指定医師が記載した) 身体障がい者診断書・意見書 ウ. 写真 (たて4cm×よこ3cm、申請のときから1年以内に撮った上半身を写したもの) なお、ア・イは様式に定めがありますので、区保健福祉センター福祉業務担当で受領してください。
手数料	なし
相談窓口	各区保健福祉センター福祉業務担当 (各区役所福祉業務担当課)
ホームページ	https://www.cityv.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007734.html
備 考	